三重大学 高等教育創造開発センター 第6号

# News Letter

■2010年3月1日発行　■発行／三重大学高等教育創造開発センター

## 教育開発のガイド No.1
## 「著作権の基本：Introduction to Copyright」

### 背景とポイント

著作権は，知的財産権（知的所有権）のひとつです。著作権法では，著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するもの」（第21条の1）と定義し，これを保護しています。

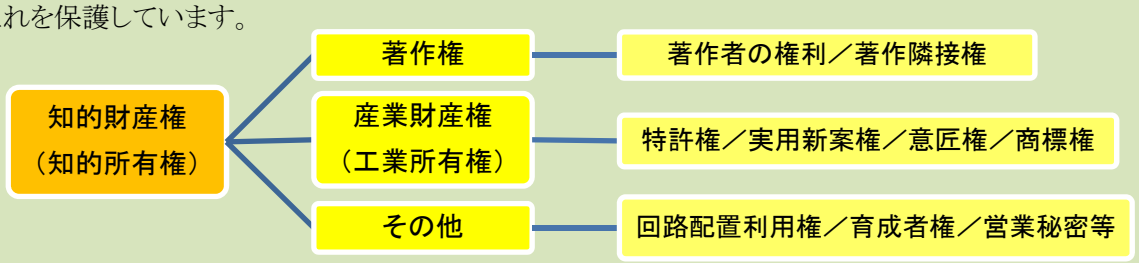


これらの権利のうち，産業財産権は，権利を取得するために，申請や登録をする必要がありますが，著作権は，こうした手続きを一切必要とせず，著作物が創られた時点で自動的に付与するのが国際的なルールとされています（無方式主義）。

情報通信技術の進展や普及にともなってコンピュータやインターネットが身近な情報探索の手段となったり，課題探求能力の育成を図って多くの教員が担当科目にレポートやプレゼンテーションを導入したりしています。公正な情報の利用と発信の重要性について学生の理解を促すために，教職員が著作権について正しい認識を持った上で，学生に適切な指導をすることが重要になります。

ここでは，まずは著作権に関する基本的な事項を紹介しています。著作物とは何か，著作権にはどのような種類があるのか，著作権の保護期間はどれくらいか，著作物を自由に使用できるのはどの範囲か，などについて紹介しています。必要に応じて，学生にご説明いただければ幸いです。

### 著作物の種類

| | |
|---|---|
| 言語の著作物 | 講演，論文，レポート，作文，小説，脚本，詩歌，俳句など |
| 音楽の著作物 | 楽曲，楽曲を伴う歌詞 |
| 舞踏，無言劇の著作物 | 日本舞踊，バレエ，ダンス，舞踏，パントマイムの振り付け |
| 美術の著作物 | 絵画，版画，彫刻，マンガ，書，舞台装置など（美術工芸品を含む） |
| 建築の著作物 | 芸術的な建築物 |
| 地図，図形の著作物 | 地図，学術的な図面，図表，設計図，立体模型，地球儀など |
| 映画の著作物 | 劇場用映画，テレビ映画，ビデオ・DVDなどのソフト |
| 写真の著作物 | 写真，グラビアなど |
| プログラムの著作物 | コンピュータ・プログラム |

他の著作物として，二次的著作物，編集著作物，データベース著作物などもあります。
なお，次のものは著作物であっても，著作権はありません。

① 憲法そのほかの法令（地方公共段階の条例，規則も含む）
② 国や地方公共団体または独立行政法人の告示，訓令，通達など
③ 裁判所の判決，決定，命令など
④ ①から③の翻訳物や編集物で国や地方公共団体または独立行政法人が作成するもの

## 権利の種類と内容

著作者の権利は，人格的な利益を保護する「著作者人格権」と財産的な利益を保護する「著作権（財産権）」の2つに分かれます。

著作者人格権は，著作者だけが持つ権利で，譲渡したり，相続したりすることはできません（一身専属権）。この権利は著作者の死亡によって消滅しますが，著作者の死後も一定の範囲で守られることになっています。著作者人格権として，公表権（第18条），氏名表示権（第19条），同一性保持権（第20条）があります。

著作権は，その一部又は全部を譲渡したり相続したりできます。その場合には，著作権者は，著作者ではなく，著作者を譲り受けたり相続したりした人になります。著作権として，複製権（第21条），上演権・演奏権（第22条の1），上映権（第22条の2），公衆送信権等（第23条），口述権（第24条），展示権（第25条），頒布権（第26条の1），譲渡権（第26条の2），貸与権（第26条の3），翻訳権・翻案権等（第27条），二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）などがあります。

## 著作権の保護期間

著作権の保護期間は，主として，著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後50年までです。

| 著作物の種類 | 保護期間 |
|---|---|
| 実名（周知の変名を含む）の著作物 | 死後50年 |
| 無名・変名の著作物 | 公表後50年（死後50年が明らかであれば，そのときまで） |
| 団体名義の著作物 | 公表後50年（創作後50年以内に公表されなければ，創作後50年） |
| 映画の著作物 | 公表後70年（創作後70年以内に公表されなければ，創作後70年） |

## 著作物を自由に使用できる場合

著作権法では，著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断で利用すれば，著作権侵害となります。ただし，一定の場合に，著作権を制限して著作物を自由に利用することができます。

著作権法　条文　http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html

私的使用のための複製（第30条）
図書館等における複製（第31条）
引用（第32条）
教科用図書等への掲載（第33条）
学校教育番組の放送等（第34条）
学校その他の教育機関における複製等　（第35条）
試験問題としての複製など（第36条）
点字による複製など（第37条）
非営利目的の演奏など（第38条）
時事問題の論説の転載など（第39条）
政治上の演説などの利用（第40条）
時事事件の報道のための利用（第41条）
裁判手続きなどにおける複製（第42条）
美術の著作物などの所有者による展示（第45条）
公開の美術の著作物などの利用（第46条）

## 三重大学内の窓口：学習・教育に関する著作権についての問い合わせ

附属図書館　情報リテラシー担当　(059)231-9089 (内線9089)　literacy@ab.mie-u.ac.jp

## 著作権について，もっと知るためには…

◆「**著作権情報センター**」 http://www.cric.or.jp/
著作権に関する多様な資料を提供しています。 著作権Q&Aシリーズなど，Web上から説明用のパンフレットを申し込むこともできます。無償のパンフレットとして，『はじめての著作権講座』，『デジタル・ネットワーク社会と著作権』，『学校教育と著作権』，『図書館と著作権』などがあります。

◆「**著作権相談室**」では，著作権に関する相談に応じて下さいます。電話をして，質問をすれば，その場で回答を得ることができます。相談料は無料です。
TEL　(03)5353-6922　（月～金，10:00～12:00，13:00～16:00）

**便利です!!**

本ガイドの作成のために参考にした主な情報
著作権情報センター『はじめての著作権講座2008「著作権って何?」』2008，31p.
文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト：初めて学ぶ人のために』2008，86，55p.

デザイン：磯和壮太朗
作成者：　長澤多代（三重大学　高等教育創造開発センター）
作成日：　2010年2月22日
URL　：　http://www.hedc.mie-u.ac.jp/newsletter/newsletter.html